

第六十三回 参議院 通信委員会 會議録 第十七号

昭和四十五年四月二十四日(金曜日)

午後一時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

近藤 信一君

長田 裕二君

新谷寅三郎君

松平 勇雄君

永岡 光治君

古池 信三君

郡 祐一君

迫水 久常君

白井 勇君

菅野 儀作君

寺尾 豊君

野上 元君

森 勝治君

塩出 啓典君

北條 浩君

村尾 重雄君

青島 幸男君

政府委員

郵政大臣

井出 太郎君

郵政大臣官房長

野田誠二郎君

郵政省郵務局長

竹下 一記君

郵政省貯金局長

山本 博君

事務局側

郵政省簡易保険局長

上原 一郎君

郵政省人事局長

中田 正一君

郵政省経理局長

澤呂木 繁君

常任委員会専門員

竹森 秋夫君

本日の會議に付した案件
○簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(近藤信一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

簡易郵便局法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○村尾重雄君 本六十三国会に提案されました簡易郵便局法の一部を改正する法律案なんですが、昨年の六十一国会においても、衆議院で賛成並びに議決を得られまして参議院に回ってきたのですが、大学法等の紛糾から、これが廃案となりました。その前の、五十三回か五十八回かの国会においても提案されました、それがたな上げとなりました。まあ関係者にとってはやはり問題の法律案だと思ふのですが、これが今日まで、提案されて日の目を見るに至らなかったという点については何かひつかかるものがあると私は感ずるので、郵政省内部とはあまり関係のないことなんです。この法案が今日まで日の目を見なかったことに關して、関係者としてお考えがあればひとつ伺いたいと思います。

○國務大臣(井出 太郎君) 簡易郵便局法につきましては、ただいま御指摘のように長いいきさつがございます。ことに、ここ三、四年、上程をいたしましたものの審議未了になったというふうな経緯があるのでありますが、それというのも、昨年はいまま話のようにああいふ事態でございましたから、特別の事情と考えてよろしかろうと思ひます。昭和二十四年でございまして、この法律の最初の審議にあたりました際にも、個人に許してはどうかという御意見もないわけではございません

でした。しかし、当時、特定局の問題等もございまして、まあ当面は市町村やあるいは農協その他の団体をこれに当てるといふことでやってまいりました。たわけでございますけれども、その後長年月を経まして、事情の変化もございまして。たとえば市町村の合併、農協の合併等が行なわれますと、勢いその窓口が少なくなる。こんなこともございまして、まあこの辺でひとつ個人に窓口を持たせたらどうかという意見となつてまいり、しかも外国の事情などを調べて見ますと、相当な数の国においてこれに似た制度をやつておるわけでございまして、特に、へんびな地域の住民の各位に郵政事業の窓口を公開すると、こういう必要性をわれわれとしては感じておるのでございます。ここ三、四年の間、ときに挫折はいたしましたものの、ずいぶん熱心な陳情、請願等もただいまあるわけでございまして、今回かような形で提出をいたしました。かような経緯でございまして。

○村尾重雄君 私のお尋ね申し上げたことと少し焦点が違ふのですが、これはおきますが、実は法律案の対象が山間僻地、しかも農漁村の、人口の特に希少な地域を対象とした法案だということなんです。その点から、国民一般の関心もそうですが、われわれ——とは言いません、私自身、少し責任を感じるほど無関心で、関係が少し薄いのですが、この法案が提案されてから、私も何かと関心を持つてゐる関係から、何か団体でこれを持て推進しようとする動きがあったり、また反対にこれをチェックする動きがあるやと伺つております。また、組織労働団体においても、これは労働組合の立場から非常に強烈な反対等もありまして、それらの関係から、この法案がまあ自重されて今日まで審議にならなかつたということに対して、郵政当局のとられた態度というものがよく理解できるのです。ところが、今日までついに、四

十二年からだと思ひますが、今日のような審議に至らなかつたということについては、やはり根強い反対の意見というものがまた郵政省としても耳を傾けるべきものがあると、こう思ふのです。そういうような点から、一体どういふ反対意見が今日までなされたかということについて、私は少し意見を反対意見の人たちからお伺ひたいと思ひます。すでに当委員会並びに衆議院の委員会等においてやはり論議が尽くされた感があるのですが、私は一、二点、少し立場を変えて、ひとつ当局にそれに対する見解を伺ひたいと、こう思ふのです。

その前に、この法律の従来の受託団体のワケを広げて個人に受託者としてのワケを設けられたと。このことですね、私少し疑点を持つのです。当局の御意向を承りたいと思ふのですが、まあ年輩者は大体、郵便局というものの、郵政事業に何かと関連を持つものなんです。いまのような高度成長された社会で、あらゆる企業が人手不足という時代ではなくして、郵便局というものが、たとえば二等郵便局だとかあるいは三等郵便局だとか、そうした関連において、何らか年輩者は関連を持つたものなんです。私も実は、私の家が戦災を受けてるまでは、道路の向い側の素封家が局長であつて、その三等郵便局のへいが路地を隔てた私の隣ですが、そういうような点から、長年その局長なりまた家の方ともおつき合ひしてあります。また私の近所全体にわたつて、郵便局に対する、どういふのですか、信頼というのですか、非常にその局に対する信頼感というものが厚かつたのです。

また、この間、簡易郵便局の実態を近くで見せていただく機会がありまして、便乗した自動車の日交のタクシーだつた。それで半日行動を共にしたものですから、その運転手と話し合つたのです

が、運転手のほうから「郵政省の方ですか」という質問があった。「そうだよ、関係者だ」と、こう言っていると、実は、私は青森県弘前の者だが、おやじが早くから郵政省につとめている。また兄貴もそうだが、弟もそうなんです。自分一人だけが家から東京へ出てきて、こうして日交にやつかいになつてゐるのだということ、話を伺つてゐる間でも、郵便局といふと、郵政事業に対する非常な敬意と尊敬を持っているタイプなんです。弘前の人です。非常に感心したので、やはり郵便局の仕事といふものは零細貯金を非常に気よく行なえるとか、また故郷への送金もかなり手軽に、作業着のまま郵便局まで出かけていつてやつていただけるとか、非常に郵便局に対する信頼感といふものは、いまの世でも私は非常に深い大きなものがあると、こう思うんです。こういうような点から政府直轄窓口によるやはり最小の無集配特定局ですか、こうしたものにして、簡易郵便局の拡大といふことを考える前に、政府直轄の窓口といふものを増設していく方針といふものとされるべきではないか、こう思うのですが、そういうことに対してひとつ見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(竹下一記者) いなかのほうに郵政事業の窓口を広げていくやり方でございますが、一つは、いま提出をいたしております法律案のやり方でございまして、簡易郵便局という形で窓口を広げていくというやり方が一つございまして、もう一つは、いまお話がございました無集配特定局を置いていく、こういうやり方がございまして、これも従来からずっとやってきておるやり方でございまして、どこが違ふかと申しますと、無集配特定局の場合は、事務量はかなり多いございまして、一名をオーバーする事務量がある場合には無集配特定局でやつていく。まあ大ざっぱに申しまして、そういう区別をしながら今日までやつてきておるわけでございまして、逆に一名に至らない少ない事務量の場合には簡易郵便局方式でやつていく、こういうことを考えておるわけでござい

ます。事務量が非常に少ない場合でございまして、そこへ直轄方式でやりますと、人間を一名配置しなければならぬ。まるまる一名の人員費でございまして、かなりなものにつくわけでございまして、経済的なことを考慮いたしまして、一名に至らない事務量の窓口に対しては、直轄でなくして委託方式でやつていくということ。つまり経済性を考慮いたしまして、簡易局方式でもつてやつてまいる、こういうわけでござい

○村尾重雄君 いまの御答弁もそうなんです、経済上の——郵政経済の予算の立場から特定局設置よりも簡易郵便局の設置の方向でいつたほうが四分の一で済むとか、いろいろ当委員会並びに衆議院の委員会で、また資料等において私も承知しているのですが、それを承知の上であえて先ほど申し上げましたことを言うのですが、直轄方式でいかなることが私はいまの郵便、郵政として正しいんじやないかと思うのです。またそれが経済上の事情からこうした簡易郵便局というものが昭和二十四年にとられ、今日まで二十一年になるの相当な歴史を持たれるが、やはり国民への窓口といふものは、われわれは進んでやはり直轄方式によつて、郵便局として国民から信頼されている窓口についてなお高めていく必要があると思ひ、簡易郵便局も現状以上、受託者団体のワケを越えて個人にこれを広げられていくという行き方は、私は間違つてゐるんじゃないかという見解を往々にして聞くものですから、なお再度、個人受託者に窓口を広げられた理由について、もう少し御説明を伺いたいと思ひます。

○政府委員(竹下一記者) 現在でもへんびな地方におきまして郵政窓口がほしいという要望が相当強いわけでございまして、そういう御要望に対しては郵政省といたしましては、無集配特定局を置くとか、簡易郵便局を置くとか——簡易郵便局は昭和二十四年発足しまして今日までのうちに、三千二百九十三カ所に置いてあるのですが、それでも窓口はまだ足りない、もっとほしいという要望

は非常に強いわけでございまして、それに対しては、しかるべき地況に對しましては、無集配特定局を置いておきます。これは年に百数十カ所——二百カ所ばかりのものを置いてきてゐるわけでございまして、先ほど申しましたように直轄方式にするのは、経済面から考えましてもいろいろ問題もございまして、簡易局方式でまいりたいという方針で臨んでおりますが、簡易局を置いてしかるべきではないかという個所が、地方の要望等を見ますと、なお今日二百カ所ばかりあるわけでございます。その個所に対しては、簡易局方式でまいりたいと存じますが、問題なのはその中の七割ばかりのところには町の役場もないし、農業協同組合等の施設もない。従来の方式でいきますと、そういう団体に簡易郵便局の仕事を委託するといふ方式をとつてまいつてきたわけでございまして、そのやり方では、もう委託をす

○村尾重雄君 どうも私の言おうとする表現がまづいのか、どうもお取り方が少し違つてゐると思ひます。そういうことは、実は私もこの委員会に席を置いておりますから、わかつてゐるのです。わかつておりましたであつて私が申し上げようとするのは、積極的に郵政当局としてはやはり直轄窓口方式といふもの、これに積極的に私は進むべきだ、こういう精神論をちよつと申し上げたのです。そういう点で、ひとつこの気持ちを十分に受け取つてもらいたいと思ひます。そういう立場で、ちよつと私逆説になるのですけれども、いますでに受託団体として市町村団体、それから協同組合として農協とか漁協、それから消費組合という現在の受託者団体、この受託者団体に簡易郵便局をば受託さす、またその受託者が現在これをば再委任という委任方式になつて、現在簡易郵便局の八五%とかと言われておりますが、実質においてはやはり半数以上といふものが再委任の形になつて

いる。すでにこの法案といふものが出されてゐるが、法案の個人の委託といふものはすでに現在五〇%前後実行されているといふことを聞いております。また私の知りました範囲内でもそんな形の簡易郵便局といふものが存在していることも知つております。そこでこうした少し逆説ですが、こうした地方自治体並びに農協、漁協、消費組合ですか、こうした団体がみずから進んで当初のときのように千八百ですか、どうしても一つの村に郵便局がないといふことから、簡易郵便局の設置を要望された。当初、この法が制定された当時の事情といふものは、経済面を離れて受託団体から進んでこれを受けられたと、こう思うんです。その後数は二千にふえ、少し減つたが、現在三千三百近い簡易郵便局といふのが存在するのであつて、これがなお二千ばかり、郵務局の見られた立場では、簡易郵便局といふものを設置して、国民への窓口を広げたいと、こうおっしゃるんですけれども、その受託団体が現在片手間で行つてゐる郵政の委任された仕事といふもの、その仕事ぶりに最近私は疑問を持つてゐます。この法律の改正が、かえつて、この法律の改正のねらいであるたといふ社会的な、いろいろたわれてゐる、また考えられてゐる人たちに委託領域を広げるといふことは、まあ、郵政の仕事は非常に国民にサービスする点ではかえつてこの法を持て余すといふと大げさでございまして、片手間でもかえり委任するやうな受託者団体に——もう限度がきてゐるといふ話ですが——なお、やらしていくといふのか。新しい見地に立つて選考された社会人に——その地の相当信頼ある人たちに、これをば請負制度で進められるといふほうが、かえつて精神的に郵政の仕事といふものが国民に尽くす方向をたどるのではないかと、一つ考え方を持たせて、これはどうでしょう。

○政府委員(竹下一記者) この法律が成立した時点では、従来やつておりましたやうな団体委託の方式よりも、むしろ個人委託という方式一本にしほつてその方向でやつていつたほうが実態に合つ

ているし、適切な措置ではないかといったような御趣旨かと思うのですが、私どももいたしましては、この法律でもって過去二十数年簡易郵便局を運営してまいってありますし、受託団体である市町村あるいは協同組合は非常に熱意をもって簡易郵便局の仕事をやってきていただいております。実際の運営の中身にはいろいろございまして、いまおっしゃったような再委託というところ、そういう姿の非常に強いところもございしますが、全部が全部そういうわけでもございせん。総じて非常に熱意を持って、かつ責任を持ってやっていただいております、こういう長い間の実績もございまして、私どももいたしましては、その点はいへん感謝をいたしておるわけでございまして。したがって、今後この法律の成立をいたしたあと、実態をよく見きわめる必要があると思っております。いき方といたしましては、従来どおり団体でもってやっていきたいという熱意のあるところにつきましては、従来どおりのことをお願いしてまいりたい。団体におきましていろいろ内部事情がありまして、この際受託方式を個人のほうへ切りかえてもらいたい、こういう御意思のあるところは、これはそのケース、ケースによりましてその方向で処理をする。やはり従来二十数年間非常によくやっていただけてきているという実績を尊重してかかっていいのではなからうかと存じますし、そういうことを見きわめるためにこの法律の成立のあと、しばらく実態をよくながめてみたい、かように存じておる次第でございます。

○村尾重雄君 私の申し上げておることのとり方が違つておられると思いますが、これは議論しません。私は、この個人に踏み切られたことに對して、これは決して間違つた行き方じゃない、こういう見解を述べただけなんです。決して現在の受託団体方式をば、これを変えろというのじゃないのです。受託団体にさらに個人を加えられたことにも、やはり精神面から見て相当いい方向もあるというのを申し上げただけなんです。それをひととお含み願いたいと思うのです。そこで先ほど申し上げましたように、いままでこれは団体からの要望があつたことを進めることをチェックされたり、なお推進する運動もあつたり、また現存団体等から反対等があつたこと以外に、やはりこの簡易郵便局方式並びに簡易郵便局をば現在の受託団体から個人にまで広げていくという行き方に対して、相当私は根強い反対というものが展開されてきたと思うのです。そこで私は、自分なりに取り上げて一つ一つ申し上げて、ひとつ御意見を伺いたいと思つておる。

個人委託はかつての請負制度の悪弊につながるおそれがあるという論点から、昭和二十四年の簡易郵便局法の審議の際に、政府は、通信委員会において、戦前の特定局における請負制度については非難が多かつたので、個人への委託は認めないことにしたという趣旨の答弁を行なわれ、當時みづから請負の弊害を是認しておられたのであつて、今回、政府は社会事情等の変化を理由にして個人請負制度を復活しようとしているのではないかと、この際、かなり衆議院においても、また本院においてもございまして、これに對して、あなたとしての見解ひとつ承りたいです。

○政府委員(竹下一記者) お尋ねの点につきましては、衆議院の質疑にも強く出たわけでございまして、この制度が開始されました昭和二十四年は戦争直後でございまして、戦前あるいは戦中にございまして特定局の請負制のあり方、これについてかなり論議があつた時代でございまして、すでに戦争直後におきましては、請負制というものは姿を消しておつたわけでございまして、姿を消した直後でありましただけに、まだ昔の請負制のなごりについての記憶が新しく、いろんな話になつて出てきておつたわけでございまして。職員を私的従業員のように使つとか、封建色が強いとかいふたようなことが話題になつておつた経緯がございまして。片やその当時、へんぴな地方におきまして窓口に対する要望がございまして、これは先ほどおっしゃいましたように、郵便局がない町

村が千八百もあると、こういう事情も片一方のほうにおいてあつたわけでございまして、この際――つまり昭和二十四年、制度開始のときでございまして、この際はそういう事情を勘案して、市町村あるいは組合、こういう団体を受託をするという方式で持つていったほうが適當であらう。へんぴなところに窓口を置くやり方としては、この際はそういう方式をとりまして、この請負制のなごりのする個人委託の方式は、この際はとらないと、考え方としてはそういうやり方もあるし、外国にもその例が非常に多いのでありますけれども、この際はとらないというのを繰り返して當時の大臣は答弁をされておつたわけでございまして、以来二十数年たちまして、今日におきましては、すでに特定局における請負制、こういうたもの復活は、これはもう想像してもできない事態になつてきております。つまり事情の変更が非常に大きいわけでございまして、個人委託というアイデアを打ち出してもいまだ弊害がない、かように存じましてこの法案が出されたわけでございまして。

○村尾重雄君 そこで、まあこのたび個人委託に進められた。この改正案によりまして、新たにワクを広げられた個人受託者は、「十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を有する個人」ということに定義されました。この規定ですが、見方によりまして、非常に抽象的であつて、具体的な内容については明確になつておらないと思われのです。極端な言い方をしますならば、ここにあります欠格事項に該当しない者であつたらだれでも受託者になれるとさへ受け取れる面すらあるわけです。私は、先ほどから非常に表現もじょうずでなかつたのですが、郵便局というものの対する国民の信頼度合い等から見まして、大切な窓口事務を委託すべき個人の資格はあやふやなものであつてはならないと思つておる。十分地域住民が安心して利用できるような状態でなければならぬと思つておるが、また通信の秘密の問題が個人にワクを広げら

れて守られるかどうかというよりなこととか、あるいは貯金だとか保険等の現金の取り扱いをば安心してまかされるかどうかというよりなことについて、大きなひとつ不安がもたれるのではないかと思つておる。これもちよつと触れたのですが、郵便局に対する地域の零細貯金というものを、相当これは尊敬してひとつ郵便局として扱つてもらわなければならないことだと思つておる。大阪や東京や、その他の都市に故郷から就職した少年たち、長い間にはいろいろと世の悪弊にならされて、人が変わつてくる人もあるが知りませんが、大体地方から出られた少年たちの郵便局を通じての零細貯金なり国元への送金というやうなことなど、たいていどの土地においても非常に気やすく郵便局を利用する子供たちが多いのです。これは都会の話だけでなくして、今後山間僻地、農漁村の非常に人口の少ないところに設置されるという基準になつておりますが、現状必ずしもそうじゃないと思つておる。また現在存在している簡易郵便局の利用者というものは非常に多いのです。これがこれからの都市の再開発というものと関連いたしまして、やはり簡易郵便局との関連等も私は深いものがあるかと、こう思つておる。そういうような点から、これらに對しかなり、いま申し上げたような新しいワクを広げられた簡易郵便局の受託者として人を選ばれるときに、安易な方法がとられていくのじゃないかという不安を持たざるを得ないので、当委員会におきまして、いや内規をこうつくるんだとか、いろいろと述べられたように思つておるが、これについてひとつどういう方向でどうした人を対象として選ばれようとしておられるかというのを伺いたいので

○政府委員(竹下一記者) 大事な郵便を預かり、また大事な金を預かるところでございまして、また地域社会に絶大な信用を持つたりつばな人格者を選ぶということだからならなければならないと思つておる。人を選ぶということはなかなかむずかしいこととございまして、私どももいた

しましては、全国の郵政局が同一の基準で適正、適切な選考をやってくれる必要があるということ、をねらいまして通達を用意しておるわけでございます。その通達の案につきましていろいろと作業を進めておるわけでございますが、その中では、できるだけ具体的に選考の基準というものを明らかにしておきたい。その人の過去の経歴、家族状況、たぐいまの職業、地元での風評、それから経済力の有無、こういったことにつきましてできるだけこまかい基準をつくりたいと思っておりますが、いざ実際に選考するということになりますと、文字に書きました基準だけでほんとうに選考ができるかどうかという点につきまして、これは問題がございますので、実際その人に面接し、その地域社会の住民の方々にも接する、こういったことを通じて、総合的にその人の人物判断をする。そういったことにならうかと存じます。ともかく受託者の選考につきましては十分注意をしておいてまいりたいと思っております。

○村尾重雄君 その受託者の選考について、たとえば家族構成であるとか、地元の信用、風評であるとか、その人の経済力であるとかという点で十分選考するということの通達を出されるということですが、これはまあ私は当然のことだと思っております。ただその中で私が少しお伺いしたいのは、その社会的信用の度合いなんです。とかく地域の、特に過疎地帯という別ですが、山間僻地といいますが、農漁村、特に僅少の人口といいますが、特に現在簡易郵便局が置かれようとするような地域において、社会的信用となると、かなり片寄ると思うのです。戦争前、三等郵便局の請負で置かれておった局長さんは、みなまあ町のボスといいますが、そういう方たちだった、そういうことになりかねないきらいがあると思っております。私は、それよりも進んで、たとえばすでに話が出ております、郵政局で長く苦勞された——しかも上層の人々には他になお転職される余地もありましようが、その他の下積みで長年つとめられた、わずかな退職年金——退職年金ということば

は語弊がございますがしりませんが、退職後の年金等を受領される方々もあると伺っておりますが、そういう人たちは簡易郵便局の受託者としての選考の中には考慮に入れられおらないのかどうか、これはこの委員会でも御審議があつたかどうか知りませんが、ひとつ伺いたいのです。

○政府委員(竹下一記者) いまお話がございました人につきましては、十分選考の対象に入るものだと考えております。以前公務員をやつていま退職をして人につきまして、恩給生活者、わけでも郵便局の仕事をやつた人というの、事務能力という点から見ましてまさに適格者でございますので、数あるこの受託希望者の中に当然入りまして選考されてしかるべきでございますし、その人の過去における事務経験ということはないへん有利な条件の一つになつてくるのではなからうか、かように存じます。

○村尾重雄君 その場合にですね、けつこうな御意見だと思つておるのですが、経済力の問題ですが、これはどの程度ということになるのですか、たとえば、たしか私伺つたように思つておるのですが、その人の固定資産の問題でありますとか、そういう経済力はどうかですか。ただ恩給をいただいていることだけで適格者になるのでしょうか。

○政府委員(竹下一記者) やはり個人の経済力の判定というわけでございますので、これも最終的にきめたわけではございませんし、いろいろ御意見も承りたいと思つておるのですが、役場の固定資産台帳を見てもらうとか、そういうこともできたらやりたいと、かように思つております。しかし、それは全部ではない。それからもう一つ、連帯保証人を立てていただくように考えておりますが、この連帯保証人の人につきましてもある程度の資産、経済力を持つた人であつてほしいと、そういうことを考えております。

合、やはり経済力において——私は人格的にはまあ郵政省で三十年つとめられた方ならば、これはもう問題ないと思つておる。ところが、その経済力においては、これはやはり問題になると思つておる。そういう点で、いま連帯保証人ということばがございましたが、確かにこれは保証人がとられることだと思つておる。その保証人が、たとえばある程度の銀行定期預金があるとか、あるいは固定資産も持つておるのか、経済力があるとかいうことである場合においては、たとえば公務員並びに郵政、そこからやめられた方が経済力だけに事欠いた場合においても、保証人を置いて、相当な経済力のある人が判を押される場合においては、これはぜひともこの人を採用される方向でひとつ進んでもらいたいと思つておるのですが、いかがですか。

○政府委員(竹下一記者) 受託者たる個人として広く人材を求める、一番適した人をさがすという方向でおりますので、つばな人がおりますのに、その人の経済力がやや劣るということのために、それがだめになるということになりましては、いかかかと存じますので、その点につきましては運用上気をつけてまいりたいと思つておる。ただし、経済状況につきましては、これは全然無視するわけにはまいりません、大事なお金を預かるところでございまして、ある程度の線は引かしていただきたいと思つておる次第でございます。

○村尾重雄君 御答弁いただき必要もございませうが、ただいまの件ですが、まあ連帯保証人が相当な固定資産なり経済力のある人の場合においては、この人と思つた人があれば、経済力の点においては少しまあ同情ある立場をとられるような内規というのですか、通達というものを考へていただきたいという希望を申し上げておきます。

その次に、三つほど現存の簡易郵便局を見させていただいたのですが、私は、規約に基づきまして、週三十時間を下らない範囲で定めるといふ、すなわち窓口事務の取り扱いの時間でありまして、この点の解釈なんです、非常に個人委託の

方向に進められると、その人がかなり煩瑣な仕事をまたサービスも、他との兼業というのか、本職を持たれておるのですから、そこで兼業でやられるのですが、やはりわれわれも本来の仕事にもつていただきたいという希望を持つておるのですが、週三十時間を下らない範囲というところの場合、これが現在厳守されておるのでしょうか。なおその上に、これは個人受託者がこれから窓口業務を開始される場合、地域住民の方々にこの時間を守つてもらふためには相当の当局としての努力がなければ私は地域住民に迷惑をかけることになると思つた。たとえば局の窓口を開く時間は朝何時で、何時に終わるのか、こういうことがかなりまちまちになる心配があると思つておるのですが、こうしたことに対する指導方針というものを十分持つておられるのかどうか。こんな憂いは持つておられないのか、ひとつ……。

○政府委員(竹下一記者) 窓口時間につきましては、週三十時間を下らないという基本線がございまして、個々の簡易局につきまして契約書の中で窓口時間を明記するということになっておる。つまり郵政局の承認を事前にする、こういうたてまえ、仕組みになつておるわけでございまして、今日までその方式でやつてきておるのですが、窓口時間につきましては特に問題、トラブルがあつたことを聞きません。契約書に書いてあるのかかわらず窓口が縮まつておつたとかいつたようなことは聞かないわけでありまして、むしろ窓口が縮まつたけれども、ちよつと時間外だけれどもやつてくれたというところのほうが話としては聞くわけでございまして、窓口時間につきましては私は地域住民に不便をかけていないというふうに考えておる。

○村尾重雄君 私は、この時間の問題ですが、これが現状はそれだといふ話ですが、個人受託者に移つた場合、その受託者の意向によつて時間というものが定められる度合いが非常に多いと思つておる。その点、直接に監督指導される、また局との契約においてこういう点を明確にされるという

ことになれば、間違いないことだと思ひますが、十分に利用者の利便をひとつお考えになつて、時間というものに対しては厳守されるように、ひとつお願いしたいと思ひます。

次いで、この個人委託のことについて、老婆心かしりませんが、事故や犯罪というものは、これから現在よりも簡易郵便局の事故及び犯罪なりが、個人にワケを広げられた場合において、これがふえるのではないかとことを憂ひる一人な人です。そこで政府が、もう二十四年に創設されてから今日までちょうど二十年をこえるのですが、簡易郵便局の犯罪数は、私は今年一年とは申しませんが、何か調べられた計数がございましたら、ここ五年間、三年間でもけっこうですが、できるだけごく最近の犯罪件数、その被害総額をひとつお知らせいただければ、いただきたいと思います。

○政府委員(竹下一記者) 簡易郵便局におきまする犯罪の発生状況でございますが、最近五カ年間の数字を申し上げますと、三十九年度におきまして五件、六十万円、四十年度におきまして十五件、二百二十二万円、四十一年度におきまして十二件、五百五十三万円、四十二年度におきまして十件、九十一万円、四十三年度におきまして十一件、七百一十万円。平均しまして一年間に十一件、三百二十六万円という数字が出ております。その犯罪の中心は大部分が貯金関係の犯罪であります。

○村尾重雄君 いま御報告願つた数字について私はとやかく言ひやないのですが、これは受託者が地方公共団体等であつた場合なんです、これは受託者にこれから個人も加わるわけなんです、人を見たらどう思うと思ひますが、いやな考え方から見ると思ひやないんですが、これが個人にも委託された場合、私はこの数がふえるんじゃないかと、こう思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(竹下一記者) そういう御意見も、いままではいふん出たわけでございます。したが

いまして、私どもといひましては受託者たる個人の選考をいかに厳格に、厳正にやらなきゃいけないと考える次第でございます。りつばなを受託者として得ますれば事故、犯罪の発生は、団体の場合に比べて個人のほうがどうしてても事故、犯罪の発生が多いのではないかと、これは、そういうふうな考えられます。また自然でございますので、事故、犯罪の防止につきまして十分注意を徹底する方策として、あるいは受け持ちの集配局の局長あるいは管轄をいたしてあります監察官等によりまして実情をよく調査する、あるいは随時指導する。こういう二方面について十分気をつけてやつてまいらなければならぬかと、かように存じます。

○村尾重雄君 当然のことなんです、これはりつばなを厳格するとおっしゃるから、本人の過失から、または本人の本意からくる事故、犯罪といふことは私はないと思ひますが、かなり外部事情といひますか、個人受託者の行動といひますか、そういうような面からくる事故とか犯罪といふものがある危険が予想されると思ひます。こういう点について、とかく従来論議になつておつた監督といふようなものは、ただその人の犯罪を防ぐといふことにのみ、事故を防ぐといふことのみに向けてゐるんですが、私は広く外部的な、その人以外の人から加えられる犯罪並びに事故といふものについても十分に御注意ありたいと、こう思ひます。そういう点から簡易郵便局に対する監督について伺ひますが、第一には集配局の局長及び地方監察局の監察官がこれに当たつておられると聞いておりますが、これまでの実情ですが、必ずしもそうでなくて、集配局長による監督、指導は年一回程度にとどまり、監察官による定期調査は二年に一回程度しか行なわれておられない。私は、二年に一回程度と申しましたけれども、二年に一回しか行なわれていないといふのが実情だと思ひます。また随時に行なわれる特別調査も年間、金簡易郵便局のわずかに五%

ぐらいしか及んでいないといふのが実情であると思ひます。このような状態では簡易郵便局の監督に万全を期し得ないのは当然でございます。個人受託の場合の犯罪防止に備えて、また指導等の体制としてはなほ私は満足、また十分だ、こう思ひますが、今後の指導監督といふものについて、そこまで考慮を払われておるかどうか、ひとつお聞きしたいのであります。

○政府委員(竹下一記者) 簡易局に對します指導、監督ですが、受け持ちの集配局長が年に四回、受け持ちの監察官が二年に一回という定めが從來あつたわけでございますけれども、この点につきましては実情に合いますように今後措置してまいりたいと思ひます。特に受け持ちの集配局長は非常に身近におりますし、電話連絡でもつて連絡が容易につくところでございますし、また実情を見ますと、何かこうお互ひに自転車に乗りまして、あいさつして、いろいろ連絡してゐるというやうなことで、距離的にも人間的にもたいへん密接な関係の立場にある人ですから、この人に対して十分簡易局を善導するやうな方向でやつてまいりたいといふことにつきまして、今後趣旨を徹底さしてまいりたいと思ひます。

○村尾重雄君 この簡易郵便局の受託者を団体から個人にワケを広げられて拡大された、この方向は私の好むことではないのですが、犯罪なり事故といふものが大幅にふえるといふこと、これは考慮に入れていただかなければならぬと思ひます。この点は十分この監督指導対策等について樹立していただきたいと思います。もちろん都市周辺の過密地帯のドル箱となつてゐる窓口と違つて、国民へのサービスを簡易郵便局の窓口といふものでは、ごくわずかな、僅少な犯罪なり事故かもしれませんが、これはこういうことがないやうに、郵便局としての信頼度合いに影響してまいりますから、なお十分な対策を立ててもらわなければならぬと思ひます。これはことのついでに御答弁いただければけっこうです。

次いで、簡易郵便局の置局の今日の実情と手数

料に關してであります。本委員会におきましてこの点はたびたび論議が続けられてきました。が、この制度が充足してから今日までの間、簡易郵便局は三千二百九十三局、四十四年として数字が出ております。この間、途中においては多数の局が置かれたのですが、廃止された局も五百件に及ぶといふことから最終の数字として三千二百九十三局といふのがこゝに出ておるのであります。この五百の廃止局の理由によつて當局は答弁に立つて市町村合併、鉱山、炭鉱の廃鉱等、また環境条件の変化等によるものもある、また取り扱い事務量が少く、事情から僅少になつて維持困難といふものが二五%に上るといふお答えをば伺つてゐるのですが、実情はどうなんですか。それでいいのかどうか。

○政府委員(竹下一記者) それはそのとおりなんです。さらに詳しく申しますと、ことしの二月末日までに廃局になりましたのが五百局ありまして、その中で取り扱い事務量が非常に少ない、そういう理由で廃局になりましたのが二百二十五局、つまり二五%、こういうことになつております。

○村尾重雄君 そこで私は、廃止された理由の中で、手数料の問題、経済上の問題から魅力を失つてみずからやめられた方もあろうと思ひます。そういう人も多数あると思ひますので、その簡易郵便局の手数料の実績なんです、四十一年度において予算としてこの大体数字が出ておりますが、これは当委員会においても論議されたことだと思ひますが、大体予算で出されてゐることは、おそろく平均額だと思ひますが、これは大体この程度の数字が実収として正しいと見ていいのかどうかといふこと、また過去の実績においてこの予算が大体ぴったり収入と見合つてゐるかどうかといふことを、ひとつ伺ひたいのです。

それと、この平均額の中で非常に成績のいい簡易郵便局においては、月額でもけっこうです。し、年額でもけっこうですから、幾らくらいの手数料を得ておられるかといふこと。それからま

た、最低が当委員会で一萬五千円程度と聞いたと思うのですが、この程度も確かなことであるかどうかというのを、ひとつお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員 竹下（記者） お手元の法案の末尾に書いてございませう数字二万八千三百五十七円は四十五年度の手算において成立いたしました額でございます。実際は多少出入りがございませう。四十三年度の実績について申し上げます、簡易局の中で手数料の最高額の局は年額として百十八万八千円、月に直しまして九万九千円ばかりになっております。最低は——貯金業務を扱います局の最低は月に一萬三千五百円、それから貯金業務を扱わない局の最低は月額九千八百五十円、

（委員 長尾雄雄、理事 永岡光治君着席）

○村尾重雄君 月額の最高額は別といたしまして、最低が貯金を扱うものにおいて一萬三千五百円、貯金を扱わない局においては九千八百五十円ということですが、これは見る人によつて違つてしようし、また他に職を持たれ、他に収入を持たれ、他に事業を持たれるという点から考へて、多いとか少ないというとはかなり見方が違つてくると思ふのですが、今後、いままでの団体受託者と違い、個人受託者の場合は、最低の収入一萬三千五百円なり九千八百五十円という数字では基本料より少し下がるから、これはこの上に積み加へてもらえるわけでしょう。私は、そういう収入であつても非常な熱意を持つて契約を行ない、簡易郵便局をば進んで設置されても、こういう低い収入が続く場合、個人の受託者においては少し魅力が失つてきてやめる人が相当多くなつてくるのではないかと、こう思われるのです。この収入が少なくなつてくること自体は、その受託された方にはほかの兼業なり他の収入があるから、そう困らないと思うのですが、仕事の面でちよつと意欲が失つてくるんじゃないか、こういう点はやはり郵便局という——たとえ、これは簡易郵便局でも

もちろんのことですが、いままでの団体委託から離れて個人受託者というものが担当される場合、やはり郵便局の国民の信頼というものを對して十分意識を持つていたなければならぬと思ふのです。こういう点で、相当収入との関係等での人の仕事に対する意欲に個人受託となつた場合には影響してくると思ふ。このような点から、手数料の算定なんですけれども、だいぶ最近以前と比較して郵政に働く方々の、賃金ベースの関係とか、その他社会の経済の上昇に見合つて収入を引き上げる、スライドさせる方法というものをとられてゐるわけですが、その辺に對してのこういう措置意欲というものを、ひとつ当局に伺ひたいのです。

○政府委員 竹下（記者） お手元の法案の末尾の表にも書いてございませうように、四十年度以降毎年のように手数料の引き上げをやつてきております。四十五年度は前年度に對しまして予算上一・三％上げてゐる実情でございませう。

（理事 永岡光治君退席、委員 長尾着席）
私どももいたしましては、やはり簡易局を張りを持つてやつていただきたと、かように存じますので、取り扱ひのいかにかわらず、最低保障といひますか、そういうものをかなり重く手数料の中に見てあるわけでございます。四十五年度の予算におきまして、基本額——これはつまり取り扱ひ量のいかにかわらず、たとえ扱い件数がゼロでありましても支給する額といたしまして一萬五千円ばかり見えてゐるわけでございます。おつしやいますような御趣旨に對しましては十分見てゐるのではなからうかと、かように存じます。ただ、そういたしまして基本額に幾らも上積みにならない局は、取り扱ひの非常に少ないところにおきましてはやはり出てくることはやむを得ないわけでございますが、これはやはり仕事を専業とされるという、そういう姿がやっぱり無理でございませうので、やはり何かと兼業して、そういう形で簡易局を運営されるということに事実上落ち着きましようし、私どもも実はそれ

を期待してゐるわけでございます。

○村尾重雄君 いわゆる再委託の問題なんです。この再委託はもう現行においても法違反でありませうけれども、もうすでに事実上の再委託が相当数にのほつてゐることは、別に審議の中でお話をなくとも事実が現存してゐることは、これは免れませう。そこでこの改正案は、法律違反の再委託を合法化するためのものとさへいわれてゐることを聞くのですが、こうした疑問はよく伺ひたいと思ひます。個人受託はこれに拍車をかけて、場所によつては簡易郵便局の受託が一種の利権化される可能性さへあるのではないかと、このことが考えられるのですが、これは少しが過ぎた見解だとおつしやるかもしれませんが、先ほどあなたの御答弁の中でも、今後の個人受託者に対してはいろいろ社会的条件というものが勘案されるが、事前にやはり一、二、三という優先的順位で市町村公共団体、それから農協、漁協、消費組合、そういう団体というふうに一応考へて、そこに個人という点になつてくるのだと思ひます。

こういう点が非常に経済的にはそう大した利権ではないにしても、やはり社会における地位ということでは私は地域においては信用度合いからいって相当重要視される権利だと思ふのです。そういうような点から、個人で非常にいい人があつても、競争相手がたとえ市町村公共団体の囑託になつて、それより先回りしてやはり権利を受けるといふことになつてくると思ふんです。だから、こういうような点について一種の利権化される再委託というのはいささかよくないことだと思ふのですが、こういうような点についての見解、どうです。あると思ひますか、ないと思ひますか、そういうこととは全然ないとおつしやるのか。あるとするならば当局の方針をひとつ伺ひたいと思ひます。

○政府委員 竹下（記者） 再委託という姿は現実にあるのではないかと、お話をございませうが、私どももいろいろと実態を調べてございませう、私どもが把握した範囲内では全簡易局の中の三分の一ぐらいがそういう姿に相当すると思はれるとこ

ろがあるわけでございます。ただ省といたしましては、再委託というものを承認したわけではございませう。法的にはあくまでも契約の相手方は市町村その他の団体でございまして、団体の内部の事情としてそういう姿になつてゐるというわけでございます。そういう意味の再委託の形に於いて行なわれております簡易局の業務につきましては、省といたしましては十分平素から注目をしておりますし、その人たちの氏名等もちゃんと報告を求めておりますし、間違ひのないよう運行に留意をしてゐるわけでございますが、幸ひにいたしまして今日まで特段のトラブルはなかつたわけでございます。今後、個人委託になりました場合、受託を希望する個人と再委託の形の団体との衝突ということが予想されるし、それについていろいろ弊害が出ないかというふうに御心配のようでございますけれども、その点につきましては特に名案は今日持ち合わせはございませうけれども、よく今後の実態を見まして誤りのないようになつてまいりたいと思ひます。

○村尾重雄君 その点、御配慮いただきたいと思ひます。
そこで私は、大臣に最終的にひとつご簡潔に当局の方針なり御意見を承つておきたいと思ふのですが、この簡易郵便局の取り扱ひの事務の範囲をさらに拡大する方向へお考へになる意思があるかどうか。私はここに、参考書の中で取り扱ひ業務についての調べを拝見してもらつてゐるのですが、マルとベケじるしがあるのですが、これの二十八ページに、たとえばベケじるしになつてゐます「積立郵便貯金の預入、払い戻し」でありますとか、また次のページの「年金恩給等の支払」でありますとか、また三十ページの「各省庁の歳入金、歳出金の受払」また続いて「遺族国庫債券、引揚者国庫債券等の償還金の支払」といふぐあいに、かなりこれは簡易郵便局として一人ないしお手伝いなさる人を入れて二人のところまで非常に無理な事業だと思ひますが、いかがでせう、現在の事務の範囲が限度であつて、なおこれ

を拡大される方向というものはとられるのか、と
られないのか、お伺いしたいのです。

○国務大臣(井出 太郎君) 当面は、国民年金の
支払いの一部を受け持つという程度の拡大でござ
います。事務分量をおよそ一人未満というふう
に考えておるものですから、はたしてその範囲で
どこまで拡大できるか、この辺は法改正の上ス
タートをいたしました際に、十分これからの模様
を見ながらこの程度は拡大してもいいではないか
というふうな見当がつかまりました。当然これは窓
口サービスの改善でございますから、国民大衆の
御要望に沿わなければならぬ、こういう意味で前
向きには考えていきたい、かように存じておりま
す。

○村尾重雄君 いまお考えのようなことを、当局
としてよろしいですね。

○政府委員(竹下 一記君) 大臣のお話のとおりで
ございます。

○村尾重雄君 そこで、簡易局の取り扱い事務の
範囲なんですが、現状ではこの限度があると思
います。なお今後の拡大方向について十分な配
慮を大臣にいただきたいと思ひます。

それといま一つは、受託者の範囲をこのたび個
人に拡大されたのを機会に、これはもうたびたび
御確認をいただいている問題ですが、現在の特定
局の、特に無集配等の縮小を行なわないというこ
とについて、従来御確認いただいている線を、大
臣、われわれが信じてよろしいかということなん
です。と申し上げますのは、これも討議されたそ
うですが、特定局の施設については、新しい置局
について行なわれる国家予算ですね、これはわず
か四分の一以下ですか、簡易郵便局の置局におい
て行なわれる——こういう点から考えます場合
に、何でも経済的、経済的という考え方が、とか
く郵政事業を少しも経済的要請ということ
が先にとられるという最近非常に多いのです。
こういう点からこういう憂いを特に持つのです
が、簡易郵便局の受託者の範囲拡大を機会に特定
局の縮小を決して行なわないという御意見をたび

たび伺っておりますが、それを再確認していた
だいていいものか、どうでしょう。

○国務大臣(井出 太郎君) ただいま御発言のと
おりに御確認くださってけっこうでございます。

○村尾重雄君 けっこうです。終わります。

○永岡光治君 二十八日の通信委員会での質問も
予定がおりますが、少し基本的な問題に触れて郵
政大臣以下関係者の皆さんに御質問申し上げたい
と思うわけであります。その基本的な問題とい
うのは、いま簡易郵便局法の一部改正法案を審議
されておるわけでありますけれども、国会で四年
がかりの法案であるわけでありまして、地方の過疎
地帯に対する通信のサービスについて郵政当局は
熱心にこの実現に努力するということを私も反
対しているわけではございません。当然のこと
でありまして、それは、サービスの改善をしていく
のはもとよりであります。ただ私も反対して
いるのはそのサービスの機関のあり方につ
いて、将来の郵政事業の運営について禍根を残すこ
とにならないかどうかという問題について危惧が
あるからでございます。これに反対しているわけでありま
す。それはいざいざ二十八日の委員会に譲るとい
たしまして、私がここで問題にいたしたいと思つ
ておりますのは、四年越しの長きにわたって郵政
当局は熱心に過疎地帯についての通信の疎通と申
します。郵便サービスの向上改善について努力
されております。にもかかわらず、一体四年の
間、今日混乱を来たしております大都市通信につ
いて、いかような手を打ったのか、過疎地帯に対
する通信は熱心であることは私も否定するわけ
ではないのであります。通信はだれが見ても大
都市通信が一番問題であり、これを円満に解決す
ることが郵政に今日課せられた至上命令ではない
かと思っております。それに対する熱心な施策
が一向見られないのはどうしたことか、このこと
について郵政大臣、郵務局長に私はお尋ねいたし
たいと思つております。

○国務大臣(井出 太郎君) 過疎地帯にばかり力
を入れて、その割にはさっぱり過密地帯のほう

はなおざりにしてあるのではないか、そういうアン
バランスはいかような次第かというお尋ねと存
じます。まあ都市における施策といえども、決し
てこれをなおざりにしてきたというふうには私は
思わないのでございまして、それなりに努力は
払ってきたと見受けるのであります。それにし
ましても郵便事業自体の本質にかなな解決のむ
ずかしい問題を幾多含んでおりますことは、永岡
さん御承知のとおりでございます。具体的に、し
からばいかような努力のあとをたどってきたか
という点については、郵務局長からこまかく申し
上げることにいたしますが、私自身決してこれ
十分というふうには思わない。まだやるべき事柄
はたくさんあるというふうには思つてございまし
て、及ばずながらこういう問題とひとつ取り組ん
でまいらうという気持ちには十分持つておるつもり
でございます。

そこで、とりあえず、省内に郵便事業基本問題
対策協議会といひましたような仕組みを設けまし
て、実はきょう午前にもそのスタートを起したよ
うな次第であります。この辺で問題を煮詰めまし
て、これもただ便々と日を送つておつてはいけま
せんから、なるべく早い機会に省内の衆知を集め
て、一つの対策を持ちたい、こういうつもりでお
るわけでございます。

なお、詳細は郵務局長から。

○政府委員(竹下 一記君) 大筋は大臣のお答えの
とおりでございます。あまりつけ加えるものは
実はないのでございまして、四十一年度の郵便法
改正によりまして種別改定——郵便の種別を近代
化、合理化するというようなことをやりました。
四十二年には航空搭載を大幅に広げて送達速度を
早めるということもやりました。四十三年七月か
らは番号制に踏み切りまして、同時に自動区分機
を導入いたしました機械化を開始いたしました。
さらに、毎年平均四・五％程度増加してまいりま
す郵便物数、これを処理するために要員措置を講
じてまいりました。郵便物数は、御承知のよう
に、十年前に比べますと、今日物数が二倍と

ちよつとになつておりまして、年間百十億になつ
ております。それに対しては要員措置を怠つて
おつたではないかという声もあるようでございま
す。それでございまして、物数が二倍になつ
たに対して要員措置としては一・六倍の要員を、
これは全国でございまして、そういう措置
も講じてまいりました。あわせて賃金のほうも昨
今では年間四百万人分、延べでございまして、昨
も、こういう賃金の予算的な措置を講じまして労
働力の確保につとめておるわけでございまして。
いろいろとやつておるのでございまして、それ
も、東京、大阪等の大都市の都市化現象というも
のは異常に急激であるということ、それから近郊
地帯がいわゆるスプロール現象と申します。東
京等を取り巻くドーナツ地帯が異常な人口・戸
数の増加であります。また、この地域に出入りを
する人口の移動でございまして、これが激しい。
交通難。それから住居表示の変動が著しい。さら
に労働力が非常に逼迫して、採用難。欠員が出ま
した場合のあと補充がむずかしい。こういうたよ
うな、数え上げますと幾つもあるわけでございま
す。泣き言になりますからこの程度にしますが、
隘路が幾つかございまして、郵便の運行が正常に
参らないという今日の事態でございまして。これに
つきましては、まことに私どもの力の足りないこ
とを感じますし、申しわけないと思ひております
が、今後におきまして、十分努力してまいりたい
と存じます。

○永岡光治君 郵政郵務当局のいろんな対策につ
いて、私も以上述べられた諸般の項目について敬
意を表したいと思ひます。ただ、私がここで問題
にいたしたいのは、いま郵務局長からも御答弁の
中に述べられておりましたように、異常な過密地
帯になる大都市に対する通信の疎通に対する改善
措置と申します。それがやはり根本的にはされ
ていないという感じが私は非常に強いと思ひます。
過疎地帯における老人その他に対する福祉の關係
をはかつて窓口機関を置くということ、これは
否定する何ものもないと思ひます。数は少ない

にいたしても、しかし同時にそれ以上に大害なことは、この過密都市における通信の疎通の阻害、これを抜本的に考えなかつたんだらうか、これは今日に始まつたことではないんです。簡易郵便局について四年間の熱心な皆さんの運動があるわけでありまして、それに比して大都市に対する措置というものが非常に手ぬるい感じを、どうも私は感じてしようがないのであります。航空機を使つたとか、あるいは機械化を行つたとか、いろんな問題があるにいたしても、現実にはやはり郵便の遅配というものは解消されておられません、非常に残念なことではあります。これにもつと取り組むべきではないか。そこで私は、それらを考えたときに、何か郵政当局の事業の運営について、根本的な欠陥があるのではないか。それは何か一つには国家事業であるべき郵政事業を小局にまかす、小局運営をしていく、委託者にまかすということに熱心なその裏には、何か私は、長い間の経過からして、やましいものを感じるわけでありまして、特に政治的な何か動きがあるのではないか。そのことによつて郵政事業が国民から負託を受けて、中正であるべきものが曲げて運営されるようなおそれがないかどうか。そのことは過去の歴史から、そして現在ある特定局の実態から考えて、私は、疑念なしと、これをさつぱりと割り切るわけにはまいらないわけでありまして、国家事業であるがゆえに、そういうふうにおかしな動きをしては困るといふ一面があると同時に、大都市通信に対しては国家事業であるがゆえに、独占事業であるがゆえに、あぐらをかき過ぎているのではないかと、うらみが実は感じられるわけでありまして、この遅配についての労使双方の紛争を見ていると、国民はまさにその感を強くするのであります。もしこの事業が民営だつたらどうでしょう。私は、とつと昔に破産をしてつぶれていると思います。独占事業、国家事業なるがゆえに、労使関係でもやれ何だかんだというところでじぜん日を暮らして成り立っているわけでありまして、こういう国家独占事業ということをも

う少し本質的に掘り下げて、郵政事業というものが将来どうあるべきかというところを、小局運営を含めまして、抜本的に私は考えていただかにやならぬと考へておられますがゆえに、以上のような質問をいたしたわけでありまして、この私の気持ちに十分考へていただいて、将来の郵政事業のあり方について、誤りのない方針を確立していただきたいと思つてあります。その点について、また大臣の総括的な答弁をいただきたいと思つてあります。

○国務大臣(井出一太郎君) さきごろも横川委員から小局運営と申しますか、それを中心にしたきめのこまかい御質問に接しました。おそろくただいまの永岡さんもそういう基調に立つてのお考え方と拝察をいたします。で、いまお触れになりました、これが何か政治的にゆがんでゐるのではないかと、この点について、これは私ももう少し問題を詰めてみないと、なかなかお答えはしにくい点ではあります。まあ何とでも郵便事業そのものが人手を要するということに基本があるものでございまして、これを近代化、合理化する、機械化する、と申して、一つの限界がございまして、それがいまして、これはヒューマンリレーションをよくすると、こういうところを基調を置きながら解決をはかつていくべき筋合いであるうと、まあ当面私の感想を申し上げればそんなことでございまして。

○永岡光治君 まあこれは小局運営についてはあらためて二十八日の委員会でも質問いたしたいと思つて、私が触れようとしたのは、どうもある一端的に申し上げまして恐縮であります。政党内の下部の組織にこれを利用すると申しますか、そのおそれなしとしないのが過去の例であつたわけでありまして、そのようになつてはならぬぞと、そのことはやがて郵政事業全体に禍根を残し、波及してたいへんなことになるといふことを申したわけでありまして、これは二十八日に譲るといたしまして、とにかくそういうことには熱心な郵政当局であるけれども、この

都市通信の抜本的な改正についての努力が足りない、これは非常に残念だということをおし上げたわけでありまして、国家事業というものはその意味で非常にむづかしい問題がこの簡易郵便局法の改正をめぐるものであるのだということを御認識いただければけっこうであります。

○野上元君 関連質問をさせていただきますのですが、いま永岡委員から基本的な問題について質問があつたわけですが、それに對して大臣から総括的な答弁がありました。あるいはまた郵務局長からも補足して若干具体的な御答弁があつたわけですが、私は、問題はそういうあなたの感じであるとか、そういう何といひますか、非科学的な答弁ではどうして納得できないものがあるんですね。というのは、私も、郵政事業は一体どうなるのだらうかというのを日夜考へてゐるんですよ。そして自分なりに何とかいい方法はないものだらうかというのを探して求めてゐるのですが、私自身もまだ暗中模索の事態なんです、残念ながら。

そこで郵務局長にちよつと聞きたいのですが、先ほどあなたが最近における郵政事業のネックについて幾つかの要因をあげて、将来はこれをなくしていくのだ、こういうふうになつたわけですね。その中に、まず第一には予想せざる異常な経済の成長を見た、これに郵政事業としては対処できなかつたのだと、あるいは第二にはこの異常な経済の成長の具体的なあらわれとして都市のスプロールの発展があつた、無計画に広がる都市の発展があつた、この問題もネックになつてゐる。第三としては、労働力の不足が非常に問題になつてゐるのだと、したがつて、従来の郵便物の比較から見れば二倍になつてゐるが、要員措置は遺憾ながら一・六倍、そしてそれを補うために機械化をや、あるいはまた賃金要員でこれを補ひつづけるのだ、しかしこれだけではどうしてもうまいから、将来、先ほど述べられた幾つか

のネックを解消していきたいと、こういうふうに言つておられるわけですね。はたして、そのあなたがあげられたネックは、あなた方郵政省で解決できる問題なのか、それをひとつ答弁してもらいたいと思ふのです。異常な経済の成長です、ね、郵政省の望むように経済の成長をコントロールできるのかどうか、あるいはスプロールしてゐる都市の発展をとめることができるのかどうか、あるいは労働力の不足を解消することがはたして郵政省独自でできるのかどうか、これらの問題を解消すると言つても、私は納得できない。したがつて、ますますひどくなつていくのではないかと懸念がしてならないのです。と言ふのは、もうすでに御承知のように、経済企画庁は経済企画庁なりの将来の経済の姿を圖式化して国民に発表してあります。あるいはまた、経済団体は経済団体なりの経済の成長の青写真を出してゐる。あるいはまた、銀行は銀行なりの経済の発展の将来の姿を出してゐる。これはどれを見ても昭和五十年代においては国民総生産は大体二・五倍ぐらいになるといふことになると、郵政省における従業員の賃金もそれにつれて上がつていくでしょう。はたして現在の状態で続いていって、郵政事業の従業員の賃金が国民総生産の伸び率に比例して伸びていった場合に、郵政事業というのはいささかどういふ姿になるのか、はたしてそういう財政的余裕が出てくるであらうかといふことを実は心配をしてゐるわけですよ。したがつて、今日の段階においては、おむね自分の感覚ではとか、おむねこうなるだらうといふことではなくして、もう少し科学的に郵政当局も分析をしながら、近い将来どう郵政事業を立て直すかを真剣に検討されなければ、これは取り返しのつかぬことになるのではないかと、うらみながら考へるのです。そこで竹下郵務局長に、さつき言つたようなネックの解消方法は、どういふ解消方法があるのか、お聞きしたいと思ふのです。

○国務大臣(井出一太郎君) まあ野上さん御自身があれこれと模索しておられると、こういうふう

話ですが、ましてや不慣れの私としてはまだ模索にもいかな、たいへん悩みの深いところにあるわけであり、そういう点でたいへん科学的でないとおっしゃる、もうちょっと具体的な答弁をせいでとつしやる。まあきょうの段階ではなかなかその要請に応じかねますけれども、そのまあ一つの方針としては、さつき永岡さんにお答えしたように、ひとつ急速に省内の知恵を集める対策協議会をつくった、こういう次第でございます。そして、いまま都市化現象その他非常に大きな問題、これが郵務局長からも答弁がございまして、これをまあ御追及なさっているわけだが、これまたなかなかその事務的な段階でお答えするのは非常に重い諸条件のもとに置かれておると思うのでございます。まあそういうわけですから、基本的にはもう少し事務段階で地ならしすることはもとよりであり、問題はもう少し高度な政治問題にもなるのではないかと、まあそういう点だけ私から申し上げまして、あと郵務局長からお答えをいたします。

○政府委員(竹下一記者) 経済の成長に伴いまして郵便物数がふえていくということ、これはもうどうしようもないことで、お国のためにはたいへんあわせなことでしようけれども、郵便の立場からしますと、これは私どもの手でどうしようもない現象でございまして、いや応なくこれに対処しなければならぬと思ひます。また、労働力の逼迫ということも、これは今後避け得られない現象でもあり、人件費の増加ということもまた出てくるわけでございまして。そういう中でやり得ますことは、いまのままでまことに限られた虫食い程度のことしかできないのでありまして、労働力が得られないから婦人労働力に頼りますとか、ママさん配達をやるとか、アルバイトを中高齢層まで広げるとか、あるいは機械化をもっと促進するとか、そういう省力化の方向を進めておるわけでございすけれども、この圧倒的な物量に対処し得べしというわけでございまして、これから先はほどの大手術をして大

なたを振いませんと、どうにもならないと思われなわけでございます。そうなるに従来の郵便のサービスの基準といひますか、郵便物のいろいろな扱い方の基本といひますか、そういうものに大きな変入を入れるというふうなことは、これは今後そういう方向でやつていかなければならぬものではないか、かように思われるわけでございます。これは私個人に限りません。省の若たちは個人個人としてはいろいろなことを考えているわけですが、ここで申しましたらばあつと驚くというふうなことも、これは一人一人の頭の中にはあるわけでございす。これは非常に大きな問題でありまして、そう簡単に御披露はできないので、そういうこともございまして、これはやはり省として、省の組織におきましてこれをよくしやくして、煮詰めていかなければならぬ性質のものでございす。先ほど大臣が申された基本問題の協議会といひました、そういう組織の中で今後十分練られていく性質のものでございす。いろいろと模索をしておることには相違ございせんが、お先まつ暗ではございせん。今日の危機は、仕事がだんだん先細りになって、だんだん物数が減つていってしまふには店じまいをしなればならぬ、そういう危険ではないのであつて、逆に物数はふえて行つてゐる。小包などはもうその典型でございす。通常郵便物もふえてゐますが、小包はものすごくふえてゐる。こういふ、どつちかというところの悲鳴でありまして、同じ危機でありまして、そういう前向きな危機である。それに対処する姿勢といひましては、これはむしろたいへんやりがいのあることであり、問題はむしろかしいけれども、その対処する姿勢といひましては、いま申しましたような積極的な姿勢でもつてかかされる性質のものでございすから、そういう方向で今後努力をしてみたいと存じます。

○野上元君 私、郵務局長の言われるように、相当思い切つた手術をしなければ切り抜けて行かないだろうというふうに考へるわけですが、まあ

お聞きするところによると、郵政当局には、まあ本省だけでも数千人のスタッフがゐるわけでありまして、それだけなら、十分に資料を集めて科学的分析も行なう、青写真もできるはずですから、まあ幸いにしていま局長のお話によりまして、あつと驚くような改革案をいま持ちつた。こういうわけですから、私もその点では意を強うするわけですが、ただ問題は、あつと驚かすのが目的ではないわけですね。それによつてつばな効果を生まなければならぬと思ふのです。しかし、その効果を生むためには、あつと驚くような出し方をしては私はずいぶん思ひます。こういう問題は、したがって、徐々にあなた方は青写真を出しながら、大衆の何と言ひますか、メンタルマッサージといひますか、そういうものをやりながら、あるいは相手の労働組合の刺激を緩和させながら、徐々にあなた方の目的を達成していくというふうな方法をとり得ることが賢明ではないかというふうに考へるわけなんです。したがって、いつまでも出し惜しみせずに、あつと驚かさないうで、いつの間にか大衆が納得するといふような方向で逐次誘導していくことが、この際必要ではないかと思ふので、そういう点も考慮しながらひとつやつていただきたいことを希望としてつけ加えておきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○永岡光治君 四月十三日の「サンケイ」新聞で、全連という労働組が事業研究会を持つて郵政再建案なるものの研究をする会議を持ったことが報道されておりました。私まだ細部にわたつてその内容を承知しておりませんが、この新聞の記事による限りにおいては、たとえは国家行政の一環として行なわれている郵便事業を企業の色彩の強い公社へ切りかえる、それから現行郵便料金の再検討をする、それから地方自治体の市民サービスをも全国二万の郵便局の窓口で委託業務として行なうといふような、いろいろなことが研究の課題になつておるようであり、一体こういうことになつた背景を、実は、私は私なりに考へておるわけであ

ります。おそらくは職員団体といひましたし、今日このまゝの希望の持てない郵政事業であつてはならぬ、職員として一体われわれが携わるその職場はどうあるべきであらうかという、そういう悩みの中からこういう機関が持たれたものと私は思ひます。特にまた、最近、労使関係で一応解決はしたとはいひものの、ごく最近までは御案内のとおり、まさに国民不在のと言ひ過ぎかもしませんが、そういう労使紛争の状況で事業は放置され、しかもそれに対する郵政管理者当局の職員に対する態度は、特に外務に對しては、あまり希望の持てない職場にむちをあてるといふようなやり方をやつていたといひては、全面的にそれが全部ではないといひたしませんが、そういうきらいなきにしろあらずで、郵政当局はそれを円満に運営するためには、やはり職員の中に管理者の言うことを聞けるような職員をつくらうと思ひますが、今日にはやそういう産業報国会的な職員団体に期待をいたしたとしても、私は、今日の若い青年の気持ちからいひましたとしても無理であるし、それは失敗に終わると思ひますが、いづれにいたしましても、そういう紛争にあきあきとし、このまま放置できないといふ、そういう気持ちからこの研究会が持たれたのであらうと想像するわけであり、言つてみれば、事業の再建について職員団体として積極的に関与組んでいくというやないかという姿勢が、ここに芽ばえてきたといひても差しつかへはないと思ひます。してみると、先ほど郵政大臣の答弁では、基本問題の対策協議会が設けられたといふことでありますが、私は、どのような方針を政策が確立をされましても、そのことが第一線の現場段階で効果を〇〇%ないしはそれ以上に発揮するためには、働いてゐる職員団体の理解なり協力なくしてはなかなかな思ふようにはいぬ、申し上げるわけであり、これは、これほどの意欲的なものを示しても、職員団体とすればやはり

私は郵政には経営参加と申しますか——表現は適当でないかもしれませんが、経営の主体が郵政当局にあることは国民だれしも否定しませんが、職員もこれまた否定しないと思うんです。しかし今日の事態から考えますならば、もはやその経営に対する協力という意味での参加の力を得なければ、私は簡単にその事業の再建はできない事態に郵政はきているんじゃないか、こう思っているわけですが、この経営の参加を含めて、郵政当局は抜本的な問題の解決のために、どのような具体的な方針をとろうとしているのか、御説明をいただきたいと思いますが、私の言う、この意見を聞くあるいは協力を求めるという意味では、いいのか悪いのか——私は、それはとるべきではないだろうか、このように思うわけであり、もちろん、私の経営参加は、協議が整わなければそれを実施してはならぬとか、そういうつまらぬことを言うておるわけではございません。しかし、できるだけこの再建を、労使双方が国民に對してこたえるという意味での経営参加を、やっぱりやっていかなければ、この事業は再建できないという意味で、私は申し上げているわけであり、大臣の所見を承りたいと思うわけであり、

○国務大臣(井出一太郎君) いまお示しの全通における研究会の模様は、私も新聞で拝見したという程度でございますが、そういう積極的な意欲を持たれるということは、これは十分敬意を表するに価することだと考えております。そこで、いま経営参加というおことがございましたが、まあこのこと自体が一体どういう形式と内容を持つのか、また日本の場合、ほんとうに十分完熟してない段階であるかと思うのでございますが、いづれにせよ、職場で働く諸君のそういうたエネルギーをくみ上げるといいまするか、こういうことは経営責任者として十分に意を用いなければならぬ問題だろう、こう考えております。したがって、今後、省のほうはさつき申し上げま

した協議会を発展させますが、これがただ独善的におちいるということであつてはならない、こう思いますので、職場における現場第一線の意見というふうなものを、どういうパイプ、どういうアプローチのしかたになるかは別として、これにも意を用いてやってまいろう、こういう考え方であります。

○永岡光治君 私が、旧来のある觀念にとらわれやすい字句を使って経営参加と言つたから、それを非常に警戒しての御答弁のように思いますが、そうではないに、抜本的に郵政を立て直すには一体どうするのだ、職員団体はどうしてくれるのだ、どういふ協議をしてくれる、郵政はこうやりたいというやり方をしないと——これはどうも疎外感があつては、この事業は成り立たない、特に魅力のない職場であるから、これから魅力を持たせるように基本的問題を調査されるんではないか、そういう意味でとにかくこの意見なりを——職場で苦勞している一人ですから十分わかるわけであり、十分私は経営参加的な私の気持ちにはわかつていただけたと思ひますが、そういう意味でひとつぜひ検討していただきたいと思うわけであり、

そこで、基本問題対策協議会というものを設けられたようであり、これは私の従来から主張しておることを、そういう名目で設置されたのじゃないかと思ひますが、私は、郵政の省全体を含めて考えてまいりますと、特に中央段階における問題が一番私にとっては不満なのであります、経営的な研究をする部局はあつても非常に小さいし、あまり大きな期待をかけられないのではないかと思うわけであり、電電公社の例をとつて恐縮でありますけれども、これには経営調査という一つは一つの機関を持つております。この、これだけ大きな郵政事業、特に七〇年代を迎えまして情報化社会、そして二万に近いこの窓口機関なり郵便機関を活用して、郵政の発展をはからなければならぬという時代になってまいりますと、それぞれの郵務局なり貯金局なり保険局な

り、あるいは電波監理局、いつてみればみんなそれだけの立場で苦勞されておることは私はよくわかりますが、それだけに経営の面について総合的に高い見地から、長い展望で、これを計画することとはなかなか無理であるうちは思ひます。そういう意味で本省段階あるいは地方郵政局段階までを含めてしかるべきかどうか、まだ私も判断に苦しみましても、経営に相当の頭脳を入れて、調査研究を行なうという機関をつくるべき必要がある、このように考えて、かつての委員会では小淵政務次官が出席されたとき、私の要望を申し上げましたところ、ぜひ検討してみたいというお話でありましたが、大臣は、単なる協議会程度でなくて、一つの部局としてつづけるものをつくらなければならないと考えておる私の意見には、どのように考えておいでになりますか、答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(野田誠二郎君) 永岡先生御指摘のように、郵便事業につきましても、貯金事業及び簡易保険事業につきましても非常に大きな企業体でございます、これが特に郵便事業を中心いたしましたし、必ずしも円滑に運用をされてない、こういう現状におきまして、これらのおの事業のかかえております問題を十分に掌握をいたしまして、さらに長期的な展望に立つてこれらの三事業をどのように推進していくかということにつきましまして、まさに先生のおっしゃいますとおり管理部門を強化し、経営調査機能を十分に発揮できるような部門を各事業ごとに持つと同時に、これらの総合調整を必要とする面につきましては官房なり、その他の所要のところこういう経営調査的な部門を当然つくるべきだと、かように考えるのであります、たとえば電電公社等におきましても大きな経営調査室というやうなものを持つております。その他企業体にはそれぞれ将来の展望を十分つくり得るやうな、そういう部門を持つておるやうでありまして、御指摘のとおりわれわれの郵政事業につきまして、その点いささか欠けるやうな点もあつたかと、かように考えるのであ

ります。先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、郵便の關係につきましては基本問題の対策協議会というやうなものを新しく発足させて、その中でいろんな基本問題と同時に、これらのものを解決していく基本計画をどのようにつくっていくか、あるいはつくる組織をどうするかというやうなことも含めまして、今後検討を進めていきたい、かように考えております。同様に貯金及び保険等につきましても、今後の非常に重要な課題として検討していきたい、かように考えております。

○永岡光治君 趣旨を御理解いたして、御共鳴いただいたやうでありますから、ぜひこれを実現するやうに大臣以下關係の皆さんにお願いを申し上げておきたいと思ひます。私は、先ごろ、郵便問題改善対策協議会というのが民間団体でつくられたから、ちよつと顔を出してくれというお話がありましたので、ちよつと顔を出してみたくてあります、非常に郵便のおくれている原因が那邊にあるのか、そして今日郵便が多量に出てまいるが、高等信がどうなつておるのか、非常に心配されておりました。いろいろ相談の中で私も聞いたのでありますが、私どもの考えと変わつていないやうに考えました。私は、今日の郵便の定形、非定形という問題になつてきたいきさつはわからぬけれどもないのであります、高等信が非常に多くておるといふ事態、平たいことばでいへば封書、はがきということであります、これはやっぱり特別な扱いをして、他のダイレクトメールと言つております第三種以下ですか、ああいうものと區別をした特別な取り扱いをしてあげるべきではないだろうか、それは国民の要望じゃないだろうか、それについてもし料金の引き上げが必要であれば、これは国民といへども私は理解をして協力をしてくれると思ひます。そういう意味で今日郵便の体系と申します、それをもう一回洗い直す必要があるのではないかと思ひます。料金の問題にしろ、速度の問題にしろ、そういうやうな気がしてならないわ

けでありまして、その人たちがいろいろ聞いて感ずるわけでありませうけれども、一カ月程度の郵政研修所の訓練期間があるわけでありませう。一カ月を経てやつと正職員と申しますか、正規の職員になるわけでありませうが、私は一カ月くらいは訓練で本物の郵政職員になれるだろうかという疑問を実は持つておるわけでありませう。これはある職場で私の体験したことでありませうが、私も郵政に職を奉じて、非常に郷愁を感じておるからかもしれませうが、郵便のうんか足の先でぼんぼんやられておる。何か中に入つておる信書に対して申し訳ないという、そういう気持ちがあるわけでありませう。そのことが訓練によつて直るかどうか、それは別といたしまして、私は、この郵便を愛する精神なり、事業についての取り組み方の規律を確立するなり、そういう意味ではこの職員の訓練期間というのは少し短じやないか。わずかに一カ月ばかりの訓練期間で混乱した職場にそのまま投げ出されまうと、相当迷つてくる青年がかなりいると私は思ふのであります。そういう意味ではまあそれは六カ月がいいのか一年がいいのか、それは財政の事情もありましようから、その適切な期間は申し上げられませうけれども、いづれにしてもいまの訓練期間では短い。職員採用にあつてはもう少し研修所で長い訓練期間でこれを養成すべきじやないか。その訓練の内容も、ときおり耳にします単なる反動的な教育ではなくて――報國団式なそういう教育ではなくて、ある意味で――事業知識をつぎ込むことはもちろん必要であります、人間教育をやらるべきではないか。こういう感じがしてならないわけでありませう。そういう意味での訓練期間を長くする。それにこれは教官の責任もあると思ひます。できただけりつばな教官、人格的にもそういう者を置かなくて、職場に出ていく。そして事業に取り組みむという、そういう訓練が必要だと思ふのであります、大臣はこの二点について、どのように考へておいでになりますか、所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(井出 太郎君) 最初にお示しになりました、まあ特に外勤の職員に希望を持たせる意味で、昇進の道を開いてやる。これは、この間も局長から御答弁申し上げましたように、これは私も大賛成でございますから、さうな方向に取り計らいます。

それから、教育ないしは訓練の問題について後段でお触れになりましたが、これも御趣旨には全く同感でございます。ただおそくは、まあ部内の事情としましては、どの程度の期間がいいのか。そこにあまり長期間固定すれば、当面仕事にも差しさわるといふような実際の事情があるかと思ひます。この辺は、人事局長からお答えいたします。

○政府委員(中田正一君) 少し事務的に補足させていただきます。第一番の外勤から内勤への配置がえの問題でございます。

先般も申し上げたかと思ひますけれども、積極的に前向きな姿勢で検討するといふことで答弁申し上げたわけでございます。郵政省限りでいえず直ちにできるというのではございませう。これからいろいろ人事院等とも打ち合わせの上、人事院の了解をとりつけながらという条件がございませう。そういうことをお含みいただきたいと思ひます。

それから第二点の新規採用の訓練でございますが、これは長ければ長いほどよろしいという見方もあるかと思ひますが、しかし、おのずから新規採用の際にはどの程度という常識的な線も出てくるわけでございます。現在の一カ月でいいかどうかという点については、これはなお検討しなければならませうが、そうこれを何倍にもすれば効果が直ちにでてくるというものでなしに、私どもといたしましては、こういう訓練を何回もいろいろの場において重ねていくということが重要であるといふふうな思ひでございます。最初の新規採用訓練、そしてまた一年をいし何年かたつた後に

アフターケアの再訓練、またそれとかみ合わせての職場での日々の訓練――訓練というものは、すべて一定期間、研修所などに入れた訓練だといふふうな考え方に、職場の監督者これすなわち訓練官であるといふふうな考え方に立つて、実務と直結しながらの訓練を常時続けていくといふふうなことも考へていかなければならぬと思ひます。現在の新規採用の訓練一カ月、これを何カ月にすればよろしいといふものではなからうと。いろいろな角度から検討していかなくちゃならぬと。――いづれにしても、現在郵政省内でこういつた訓練体系についても一度この段階で再検討しようといふことで、ただいま議論を進め始めておるところでございます。

○永岡光治君 私はやつぱり、郵政当局の考え方が非常におどろきのものだと思ふ。抜本的な改正をやつてやろうという取り組み方がないと思ふんです。いまの訓練一カ月で足りると思ひますか、私はこれはだめだと思ふんです。あなたのように途中でまた主任なりあるいはその前でもいいですけども、ある一定の期間を経た人を訓練すると、それも必要だと思ひます。私それは否定するわけじやないですが、最初が大切なんです。最初職員がどういふ気持ちで郵便に取り組んでもらえるかという、そのことをやつたほうが――最初の三カ月はあとの一年にも相当すると思ひます。そういう意味で、最初入つてくるその人の気持ちをしつかり押えるような訓練をしなきゃだめです。そしてまた規律もその際十分尊重してもらうような訓練もぜひ必要でありましようし、最初のそのことこそが一番重要でありましようから、そこに一番重点を置きなさい。あとは職業訓練ですよ、これは人間教育というよりも、むしろ主事とか主任とか、そういう見方でしておるわけですから。幸い訓練体系の検討を始めるそうです、検討していただきたいと思ひます。よろしうございませう。

○国務大臣(井出 太郎君) はい。

○永岡光治君 それと人事局長、人事院が了解するかどうか――そういう考へでは私は郵便はなつちやあらぬと言ひます。あなたがたは郵便を国民のあれで預かつておるのじやないが、これはこうだといふことになれば、それをなぜあなた方はやらないのですかね。非常にもったいと思ひます。質問しますけれども、いま法律がこうなつておりますからこうなると、よく答弁するのであります。だから法律を変えてでもこうしなさいという質問に答へてはいるわけですから、あまりそういうことを考へずに――あなた方はもちろん人事院の三級職の試験に受かつてきた人を採用することは当然でありますけれども、何もそれだからといって、それ以外の皆さんを事業運営にあつて自主性化されないこともないと思ひます。だから私は、そういうことを言ひ始めると、もう少し自主性を持った機構改革を、あるいはそういういのかといふことに発展して行くから、一つの公社といふものを考へざるを得ないわけなんです。たとえば臨機即応の機構をつくる、臨機即応に財政を使ひたいといふことになると、財政法があつたり、組織法があつたり、それはできませんと、こゝう言う。法律があるために組織がある、郵便局があるといふのじやないです。これがあつて後に、これに合うようにつくるのであつて、それに支障があるなら、それを撤廃するか改正するか、そのどつちかにしなければならぬわけですよ。そういう意味で、あまりよそを気にしないで、この際、思い切つて奔放なことを、そういう政策を打ち出したらどうかという御発言を私もたいへん感銘深く聞いておつたわけですが、そういうようにやらなさい、これは人事院が、あるいはどこかの官房長官が郵便事業の責任を負うわけじやないのです。郵便事業がうまいか悪いかければ、国民は郵政大臣はけしからぬと、こういうことになるわけですよ、最終的には、郵政省がけしからぬといふことになるわけだから、そういう意味であまりよそに気がねせずに、支障があれば抜本的にこれを

改正していくという方向で対処してもらいたいと思つておきます。

そこで、以上いろいろ私申し上げましたが、最後の質問に移りたいと思つて、いろいろ考へてやつて、こうしたいというその結論が出る、その施策を行なうにいたしても、今日ごく最近まであったような、そして今後また起こるかもしれない、そのような労使関係の不正常では、きめたことが一〇〇%効果をあらわすというようにはならないだろう。そこで私は、最終的にはまた基本問題であり、労使関係の正常化というものが非常に大切なことだ。そういう意味では、経営参加に職員団体に責任を持たすという意味で一つの方法を考へたわけであり、それによつて、労使関係の正常化についてもつとつとやつぱり真剣に考へてもらわなかつたらぬと思つておきます。まだまだその余計は残つておると思つて、そして憎しみだけではだめなんです、残念ながら、不信と憎しみの中に事業の協調なり効率は上がるはずはありません。この委員会の冒頭に申し上げましたけれども、いまのままであれば郵政事業はつて飛んでしまつて、つぶれてしまつてしまふ。競争事業だつたら、もつともつとつてばな事業ができておると私は思ふんです。あんな労使関係の状態に放置して、そのまゝのんびんだらりとしておる管理者は一人もいないと思つておる。そういう意味で、特に職員側の協力を求める体制を確立しなかつたらぬわけであり、いさゝか私がかつて指摘して、皆さん特に人事担当の責任者に答弁願ひたいと思つておるが、まだ人事局長、地方に参りますと第二組合をつくることに狂奔している管理者もかなりあるようです。それは、気持ちには私わからねぬわけでもないんです。ストライキやらちや困ると、郵便を正常化してもらわなかつたらぬから、だからその職員にそういう組合に行かないでくれとか、第二組合をつくれとか、そうすると昇進させるとか、いろいろの手

だてをつくつてやつておるようであり、しかしそれはそういう無理をして、ある程度の切りくずしはできたにいたしても、最終的にはやはりいまだ組合というものはなくならないはずであります。それがまた禍根を非常に深くするわけでありまして、決して郵政にいい結果を私はもたらさなかつたと思つておる。一番私が残念に思つておるは、だれしもやつぱり出世もしたいし、栄転もしたいし、給料も上げてもらいたいという気持ちには変わりないわけであり、そういういう職員を、あるいは人間的の欲望と申しますが、ある意味では、これを快くくつて、この組織にゆさぶりをかけたり、あるいは報国団的な組合をつくらせようという動きがまだあるわけでありまして、これであつては永久に労使は協調はできない、実は考へておるわけでありまして、卑劣どころか、事業に根本的な禍根を永久に残すであらうというのを私は心配するわけであり、それから、労使協調といふことをあえて使いますけれども、職員との話し合いによる円満な運行を確立するといふ、正常化ですね、一言で言へば正常化ですが、それについて、早急に下部まで徹底をして、これをつくり上げていただきたいと思つておる。これに反対といふことではないだらうと思ふ。問題は、今後の具体的な行動であり、その成果を期待する一つの保障であるだらうと思つておる。人事局長、最終的には大臣に御答弁をいただきたいと思つておる。

○政府委員(中田正一君) 労使関係の安定の基本原則といふことにつきましては、かつてこの委員会においてもいろいろ議論されたところでありますけれども、私も、私どもといひましては、何といつても、これはルールを守つていく。お互いに取りきめたルールはもちろんのこと、その前提になる法律、そういうものを守りながら労使が相接する、これが基本原則だといふことを常に労働組合

側にも申しておるわけであり、したがって、組合として、やはり、違法な行為、ストライキその他の行為は控えてもらわなければならぬ。同時に、当局側としても、不当労働行為と目されるようなことは、これは從來とも行なつていないつもりだし、そういうことがあつてはならない。そういうことは強く地方各機関に指導するといふことで、先般の労使紛争も収拾を見ただけであり、その後、郵政局長会議を招集しまして、本省の意図を徹底してあります。また本日、引き続き、地方の担当課長会議を招集して、事務的な方法でもつてさらに徹底をはかるというふうなことで、十分、中央の意図が郵便局のすみずみまでしみ通るような方策を講じてあります。そういうことによりまして、お互いに労使関係安定に持つていく。また、いわゆる労使協調と申しますが、労使間の話し合いの点につきましても、先般の収拾の際に、いろいろ、単に労働条件ではなしに、広く事業運営についても組合側の意見については聞くにやぶさかでないし、また、当局の考えがまとまつた段階においてはこれを組合にも説明して、十分意思疎通をはかつていくというふうなことで、こういった面についても基本的な意見の合致が見られておるわけであり、こういういた点を今後引き続き、お互いに誠実に実行に移していくといふことによりまして、労使関係の安定を期していきたいといふふうに思つておる。

○永岡光治君 ぜひそうしてもらいたいと思つておるが、まだ、私も地方に行きますと、人事局長のおつしやられるようなことにはなつていないものがあるものだから、特にいま申し上げたわけであり、最近の例だつたから申し上げたわけであり、そういうことのないように、やつぱり今度の労使関係の紛争は、ある意味では組合側にも一つの教訓があつただらうと思つて、特に、大臣をはじめとしての管理者当局においても、私は大きな教訓が生れただらうと思つておるわけであり、ぜひ、この労使の正常化については格段の

努力を払つていただきたいと思つておるわけであり、この点、大臣は異論はないと思つておるが……。そこで私は、いまの機構のあり方について、やつぱりそういう原因を生んでゐるのではないかと考へておるわけであり、人事と労務と、本来分けていかなければならぬものが一つにまとまつてゐるところに、どうも労務がおかしなものがあると思つておる。人事面でも、やつぱり差別をしていくといふ、こういうものがあるために、そうなるおるんじやないかと実は思つておる。同時に、労務担当についてであり、私は、郵政の頭脳として、新進鋭の、若い、大学を卒業された方々をその頭脳として採用したと思つておるが、実際の地方の段階を見れば、三十二、三や三十四、五の、言へばこれは青年ですが、民間企業ではとてもそういうものを部長だとか課長だとかに使わなかつたらうと思つておるが、そういう経験の比較的に浅い……比較論で申すけれども、比較的浅い者をこういうポストに置くよりは、むしろ経営の頭脳にこれを吸収して、先ほど申し上げましたような経営調査のようなもの、あるいは経営の研究だとか、あるいは運用の研究のほうに当てるべきであつて、長い間現場で苦勞して、すいも甘いもかみ分けたような苦勞人を労務の当面の責任者にしたほうが、事業がうまくいくのではないかと。また長い経験を持つてゐるだけに、知り合ひも多いし、話もたくさん通ずる場面があると思つておる。話も、そういうことについて、大臣、どのように考へておられましようか。私は、ぜひそのような方向に進んでもらいたい、このように考へておるが、いかがでございませうか。

○国務大臣(井出太郎君) 私も、民間の長い経験からすれば、いま言われることはたいへん背景に当たつておるという感じがいたします。まあ役所には一つは從來からのしきたりというものも、これはございませう。それだから、あながち、すべてこれを頭から、頭ごなしに否定するといふわけにもいかない面もあると思つておる。ですが

ら、その辺の調整を、永岡さんの御意見も、十分に御示唆に富んだ御意見と承して、今後の参考にいたしたい、かように存じます。

○永岡光治君 それじゃ最後に、以上、いろいろ申し上げましたが、要は、郵政事業の、抜本的な改善をはかるために、この際、思い切つてやってみて、いろいろの教訓を得たわけですから、今度は思い切つてひとつやってみてほしい、こういうことを申し上げたいわけであり、それにはやっぱり私を申し上げたいわけであり、それにはやっぱり大臣の決断が一番大切でありますから——私は、この委員会を通じて初めて大臣の姿に接することができたわけであり、すけれども、ひとつ思い切つた施策を講じて、国民の期待にこたえられるように、ぜひお願いを申し上げます。そういうことを要望いたします、本日のこの委員会では私の質問を終わりたいと思います。

○野上元君 ちよつと関連をして質問をしておきたいのですが、いま、永岡委員と当局との間のやり取りがあつたんですが、特に、訓練等について、あるいはまた労使のルール等について当局の見解が述べられたわけですが、私も、永岡委員と、訓練の問題については同じような意見を実は持つてゐるのです。というのは、一月ぐらいで事業知識をあそこで与えるというようなことは、もちろん意義がないとは言いませんが、しかし、あまり大きな効果は生まれないだろうというふうに思つてゐるのです。というのは、事業知識なんというものは、もうしよつちやう変わるものですか、したがつて、中田人事局長も言われたように、これはもう職場にある間やはり生涯教育を必要とするものだと思ふのです。したがつて、一カ月せつかくやられるとするならば、もつと普遍なものをおそこでたき込まれることが必要なんじゃないかというふうに思ふわけです。先ほど永岡さんも初めが大切なんだ、こういうふうに言われましたが、私も同感なんで、「初めにことばあ

りき」といいますか、あるいは「初めよければ終わりよし」といいますか、とにかくひとつあそこで感銘を受けるということ、その人の生涯にとつても幸福なことだと思ふし、ひいては郵政事業にとつても、これは非常に好ましいことではないかと思ふのです。したがつて、私は、あそこにおける教官というのは、もはや愛することなく、迷うこともない人はもう埋葬すべきだといふ、ゲーテのことばをまた出しますが、こういうふうには言われてゐるわけですが、そういうふうにする、偉い人なんだ、人格者なんだというふうには言われるのですが、そういう人たちは残念ながら若い人たちにとつては魅力がないのです。もう人を愛することも知らないし、迷うこともないというふうな人は墓場に行つてほしいのだ、というのがゲーテのことばなんです、私も同感なんです。そこまですたら生きてゐる必要はないと思ふのです。そういう人たちはそろえて若い人を教育していく、事業の知識を教えていくということも必ずしもマイナスじゃありません。これはプラスもあるでしょう。せつかく一カ月の訓練期間を設けられるならば、人間的なものをあそこでたたき込むというよりも、もつとお互いに訓練し合うような人を私は配置すべきだと思ふのです。というのは、もう事業の知識なんかあそこでやらないで、お互いに散歩に行つたり、討論したり、酒を飲んだり、歌を歌つたり、とにかくひとつ思い切つた訓練をやつてみたらどうだ。教育をやつてみたらどうか。そうして大臣も行かれるし、あるいは人事局長も行かれるし、郵務局長も貯金局長も保険局長も行つて、若い連中と酒を飲んで人生を語り、これからの情報化社会における人間復興の問題をあそこで討論されたらどうですか。そして彼らが職場に出たとき、なるほどあそこの訓練はよかった、あの教官にまたひとつ相談に行こうか、飲みに行こうかというところが、かりにあそこに出たとするならば、私は事業にとつても大きなプラスであるし、その人個人にとつても非常に幸福なことだと思ふのです。私は皆さん方

だつてそうだと思うし、若い人はあの人にもう一べん会いたいという人がいるとすれば、その人にとつて非常に幸福なことだと思ふのです。そういう刺激のない人はまことに不幸だといふふうに思ふのです。そういう点についてもひとつ思い切つたことをやってみたらどうですか。試行錯誤すればいいと思ふのです。私の言つたことが正しいかどうか、やってみなければわかりませんよ。そんなものはだめだ、とんでもない話だということになれば、また、もとに戻してもいいんだし、いろいろの方法があると思ふますが、いずれにせよ、いまのような状態でやつていくと、何だかちこまったような従業員ばかりできてしまふというふうな気がしてならないのです。その辺、研究課題として一べん検討してみてもいいかと実は思つてゐるのです。

それともう一つは、労使の問題で人事局長は——これは立場上わかりますよ、立場上よくわかりますが、とにかく一つのルールなんだ、このルールに従つてひとつお話し合ひしましょう、そうすればうまくいくんだ、こういうことですね。私もそのとおりだと思ふますが、このルールが正しければ、それでいいわけです。しかしルールがどちらかに傾斜しておつたり、あるいはゆがんでおれば、そのルールはあまりルールではなくなるというところを私は実は考えるわけです。その点をこの間、私は質問でいろいろ申し上げたのですが、これまたジェフアソンのことをひとつ御披露申し上げたい。彼はこういうことを言つてゐる。成文法に厳格に従ふことによつて国家を失うのは、生命、自由、財産とともに法律そのものを失うことである。それは手段のために目的を犠牲にするまことにばかたかたことである。こういうふうには言つてゐるのです。だから私は、その点は考えなければいかぬと思ふのです。だからルールにこだわつて、いつまでたつても労使の間がうまくいかぬというところになれば、そのルールを検討してみなければいかぬのじゃないかという気がするわけなんです。法律というものは、御承知のよ

うに男の老人がつくつてゐるわけですから、したがつて法律に対しては青年が反抗し、婦人がそつぽを向いてゐるというのが今日の実情なんです。それは、この立法調査機関にすつておられる御年配の方を見ればわかります。大体男性であり、いわゆる年寄りの人々ですね。中には例外もありますよ。例外もありますが、大体において男性であり、そして老人が法律をつくる。そしてもう人口の半数以上を占める昭和生まれの人たちを規制していかうとするところに、やはり問題があるわけです。そういうことを考えると、ルール、ルールもけつこうなんです、ルールを用いてやつてみてうまくいかなければ、そのルールに反抗する人々たちを問題にするのじゃなくて、そういうことが必要なんじゃないか。でないと、うまくいかなければいふに思ふのです。今日シムレジンガーなんか言われば、参加に対する熱望というものは根本的な社会思想であつて、これから参加に対する戦略をいし戦術を編み出すということが最も緊急な課題である、これに成功したものが勝つというのだ。こういうふうには言われてゐるわけであり、少なくとも何らかの形で若い人たちが——従業員たちがこの郵政事業に参加するのだというふうな気持ちがないと、なかなか事業の遂行もうまくいかぬのじゃないかというふうな気がします。その点ひとつ大臣も、人事局長も——たいへん妄言を呈しましたが、一応検討してみたいだきたいと存じます。

○国務大臣(井出一太郎君) いつもながら非常に高遠なお話を伺いました。私はほんとに野上さんを尊敬して申し上げてゐるわけですよ、率直に感想を言わしていただきまうならば、感想という、さつさあななはもつと客観的にものを言えとおつしやつた。まあ郵政省の幹部は、これは私は実に有能な行政官だと思ふのです。したがつて、政治家野上先生と少し次元はこれは違つてしかる

べきだと思うのですよ。

○野上元君　どっちが高いのですか。

○国務大臣(井出 太郎君)　それはだんちであります。片や行政の立場はルールに忠実でなければいけませんし、それからより高い政治の立場は、そのルールについて十分な御批判をいただくことが必要だと思います。でおそらく、ここにおられる幹部は私とそう年配は違いませんけれども、昔の旧制の高等学校をみんな出ておるわけであります。いま、よき古き時代を回顧してみてもしょうがないが、あの三年間の高校生活というものは非常に職業訓練をされたわけではありません。そんなに職業訓練をされたわけではありません。そういう経験をみんな持つておられますし、そういうものをやはり生かして、もっと若い人なんかとも接触をすべきだと思っております。私もまだ訓練機関などを見ていないのです。一べん郵政大学に行きたいと思っておりますがね。時間さえ許せば私自身もひとつ講師の役くらい買って、話をしてみようくらいの実はずもりであります。したがって、先ほど来、の御発言を十分胸に休まして、きょうはこの辺でお開きにしていただきたいと思ひます。

○委員長(近藤信一君)　他に御発言がなければ、本法律案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時散会

昭和四十五年五月十一日印刷

昭和四十五年五月十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局